

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び第167条の10の2第6項並びに旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第3条の規定に基づき、地域貢献特別簡易型総合評価一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年9月25日

旭川市長 今 津 寛 介

1 入札に付する工事の内容

- (1) 入札番号 6 番
- (2) 工 事 名 豊岡5・6条間4丁目1号線（補正）改良工事
- (3) 工事場所 旭川市豊岡5条4丁目
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日（21(4)を参照。）から令和9年1月20日まで
- (5) 工事概要 次のとおり
施工延長 108.6m 施工幅員 8.0m
道路土工 一式 排水構造物工 一式 舗装工 一式
- (6) 設計金額 19,130,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (7) 本工事は、旭川市建設工事簡易型総合評価一般競争入札試行要領（以下「総合評価要領」という。）に基づいて行う、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。なお、方式の種類は、総合評価要領第3条に規定する地域貢献特別簡易型とする。
- (8) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。（21(11)を参照）

2 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市における土木一式工事の入札参加資格が、B等級に格付けされていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については21(5)参照。）
- (6) 公告の日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。
- (7) 公告の日において、旭川市建設工事等競争入札参加資格者名簿に「11市内」で登録されていること。ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合にあっては、組合員の過半数が旭川市内に登記簿上の本店を置く者に限る。
- (8) 設計図書ダウンロードシステムに利用者登録された者であること。

3 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」、「企業の社会性」をもって入札に参加し、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査制度を適用する場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

イ 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、その中で最低の価格で入札した者を落札者と決定する。

ウ 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

エ 落札の制限

令和8年9月25日に公告する入札において、一件でも落札した者（共同企業体の構成員を含む。）は、当該落札工事と同一工種の他の入札において第一順位の落札候補者（当該落札の制限により落札候補者の順位が繰り上がり第一順位となる者を含む。）又はくじ抽選の対象者となる場合（共同企業体の構成員としての場合を含む。）は失格とする。また、当該工事の入札においては、前号のただし書は適用しない。なお、ここでいう工種とは、各工事の入札公告2(1)で示す工事の種類のことをいう。また、落札者の決定順については「旭川市建設工事等低価格落札取扱要領」第2条第4項を準用する。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値は、入札が無効でない者について、次の算式により算定する。

ただし、入札価格が旭川市建設工事等低入札価格調査要領第3条に規定する調査基準価格を下回る者については、次式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて得られた評価値によるものとする。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{技術評価点}) / \text{入札価格} \times 1,000,000$$

（小数点第5位以下切り捨て）

イ 標準点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

(ア) 標準点 100点（2に規定する要件を満たす者に付す。）

(イ) 技術評価点 27.5点

ウ 技術評価の加算点は、下記の評価項目を、4により提出された書類に基づいて点数化し、それを合計して算出する。

(ア) 企業の施工能力

(イ) 配置予定技術者の能力

(ウ) 地元業者活用・地域精通・社会的貢献

(3) (2)ウの評価項目の詳細については、別紙1「総合評価落札方式評価基準」による。

4 申請書及び資料の提出期間並びに提出場所

この地域貢献特別簡易型総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、又は、技術評価項目への該当の有無を明らかにするため、次のとおり申請書及び資料を提出し、市長から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。ただし、今年度を実施した他の総合評価方式一般競争入札の申請において既に市長に提出済みの契約書写しなどの添付書類がある場合は、それを省略することができるものとし、建築士については、建築士データベース（一般財団法人建築行政情報センターが保有する「建築行政共用データベースシステム」のこと）で登録状況が確認できる場合は、当該資格を証する書類を省略することができるものとする。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この地域貢献特別簡易型総合評価一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 地域貢献特別簡易型総合評価一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

(電子入札システムにより手続きを行う者は、電子入札システムに必要事項を登録すること。)

- イ 資本関係・人的関係調書(様式2)
- ウ 工事施工実績調書(総合評価用)(様式5)
- エ 配置予定技術者調書(総合評価用)(様式6)
- オ 企業施工能力確認調書(様式7)
- カ 地元業者活用計画書(様式8)

なお、本工事しゅん功時に地元業者活用報告書(様式9)を提出すること。

- キ 社会的貢献確認調書(様式10)
- ク 契約の方法に関する申出書(様式13)

なお、中小企業等協同組合法第3条に規定する組合にあつては、指示した提出書類のほか指定する組合員名簿を提出すること。

(2) 提出書類の作成

別紙2「評価基準に関する留意事項」に基づいて作成すること。

(3) 提出期間

令和8年9月25日(金)から令和8年10月8日(木)までの旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

(4) 送付又は持参の場合の提出場所

旭川市7条通10丁目

旭川市総務部契約課工事担当

電 話 0166-25-9701

FAX 0166-26-1323

(5) 提出書類の事前登録

(1)イ及びクについては、(3)の末日までに資料の提出に代えて下記アドレスのLoGoフォームにより、その内容を登録すること。ただし、すでに事前登録を行っている者は新たに登録を要しない。また、特別な事情により事前登録ができない場合は、(6)に示す方法により提出すること。

<https://logoform.jp/form/iLZf/1379245>

(6) 提出方法

原則として電子入札システムによる提出とする。電子入札システムによる競争入札参加資格確認申請書提出時に必要書類データを添付し提出すること。なお、添付書類データの容量は10MBまでであることから、それを超える場合は、「送付・持参提出通知書」を電子入札システムによる競争入札参加資格確認申請書提出時に添付し提出するとともに、「添付書類内訳書」を添付し関係書類を添えて送付又は持参提出すること。また、電子入札システムを使用しない場合は、「送付・持参提出通知書」及び「添付書類内訳書」を添付し、関係書類を添えて書類で送付又は持参提出すること。

(7) 入札参加資格の確認

申請書及び資料を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、令和8年10月13日(火)までにその理由を電子入札システム(電子入札システムを使用しない場合はその理由を記載した文書)により通知する。

(8) 提出書類様式の入手方法

入札公告とともに掲載するほか、(3)の期間中、下記アドレスのホームページにおいてダウンロードすることができる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/567/index.html>

(9) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使

用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年10月15日（木）

イ 提出場所 4(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

- (2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和8年10月19日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 見積用設計図書の入手方法等

- (1) 本工事に係る見積用設計図書は、次のとおりダウンロードすることができる。

なお、入札に参加しようとする者は次の期間に、自社のID・パスワードを使用して設計図書をダウンロードすること。

ア 期間 令和8年9月25日（金）から令和8年10月18日（日）まで

イ 方法 下記アドレスの設計図書ダウンロードシステムにおいてダウンロードすることができる。

<https://www.mudoc-hba.jp/DDD/>

- (2) 設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑事項を提出すること。

ア 提出期限 令和8年10月14日（水）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 4(4)に電話連絡の上、下記アドレスのLoGoフォームにより提出すること。

<https://logoform.jp/form/iLZf/914681>

- (3) (2)の質疑事項に係る質疑応答書は、下記アドレスの電子調達ポータルサイトにおいて令和8年10月20日（火）まで公表する。

<https://www.idc.e-harp.jp/Public/PortalWeb/PublicHomeInit.do>

7 入札手続等

- (1) 入札の期間 令和8年10月14日（水）午前9時から

令和8年10月19日（月）正午まで

- (2) 開札の日時 令和8年10月20日（火）午後1時10分

- (3) 開札の場所 旭川市役所第二庁舎5階入札室（旭川市7条通10丁目）

- (4) 入札方法

ア 電子入札システムにより、入札書及び必要とされた場合の工事費内訳書を提出すること。

なお、電子入札システムを使用しない場合は、期日指定郵便で開札日に到達するよう郵送すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、工事費内訳書を提出しない者のした入札、設計図書ダウンロードシステムで設計図書のダウンロード履歴が確認できない者のした入札及び旭川市建設工事等電子入札心得（総合評価）において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

また、市長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けて入札時点において指名停止を受けている期間中である者、その他、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

なお、設計金額を超える入札は失格とする。

9 工事費内訳書の提出

- (1) 旭川市工事費内訳書等提出要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を指定する様式で作成し、入札書提出時に提出すること。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

10 契約条項を示す場所

4 (4) で閲覧に供するほか、下記アドレスの電子調達ポータルサイトにおいても公表する。

<https://www.idc.e-harp.jp/Public/PortalWeb/PublicHomeInit.do>

11 契約書作成の要否

電子契約システムによる契約書の作成を要する。

なお、電子契約を希望しない場合は、従前の紙による契約書を作成する。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 見積もった契約金額の100分の10以上の額を納付すること。

13 支払条件

- (1) 前金払
契約金額の4割以内に相当する額を行う。
- (2) 中間前金払
しない。
- (3) 部分払
しない。

14 火災保険等付保の要否

要しない。

15 審査結果の公表及び落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 総合評価に関する審査結果について、落札者決定後速やかに、下記アドレスの電子調達ポータルサイトにおいて公表する。

<https://www.idc.e-harp.jp/Public/PortalWeb/PublicHomeInit.do>

- (2) 落札者とならなかった者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 (1)の公表の日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内

イ 提出場所 4 (4)に同じ

ウ 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明要求を受けた日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

16 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。

また、入札執行の際、入札者がいない場合又は入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。

なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用は申請者の負担とする。

17 入札執行回数

1 回とする。

18 低入札価格の調査

本業務は、旭川市建設工事等低入札価格調査要領に基づく調査対象業務である。

19 調査基準価格を下回る落札の取扱い

本業務は、旭川市建設工事等低価格落札取扱要領の対象業務である。

20 債権譲渡承諾の取扱い

本工事は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する取扱要領」の対象である。

21 その他

(1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市建設工事等電子入札心得、その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された特定建設資材廃棄物の種類、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積った上で入札を行うこと。

(4) 1(4)という契約締結の日の翌日とは、その日が休日に当たるときは、休日を経過した最初の日とする。

(5) 2(5)という資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る特定関係があると認められる場合

(6) 落札者は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領（以下「雇用確認要領」という。）第4条から第6条までの規定に基づき、契約時に提出する現場代理人及び主任技術者等の経歴書（以下「経歴書」という。）に、契約日以前3か月以上の雇用関係を確認できる次のいずれかの書類を添付すること。

ア 監理技術者資格者証（写し）

- イ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書（写し）
- ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（写し）
- エ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し）
- オ 所属会社の雇用証明書（写し）

カ 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書
なお、倒産による退職後再雇用された者の配置を規定する雇用確認要領第11条に該当する場合は、上記アからカに代え、経歴書に次の書類を添付すること。

キ 雇用期間確認免除申立書

(7) 納税証明書等の提出

契約締結手続きにあたって、落札者は、旭川市長が落札日の属する年度の4月1日以降に交付した旭川市の市税に滞納のないことを確認できる納税証明書（写し）を契約課に提出すること（電子契約を行う場合は電子メールで契約課に送信すること。）。

上記の納税証明書により旭川市の市税に滞納のないことが確認できない場合は、落札決定後に正当な理由がなく契約を辞退したものとみなし、契約を締結しない。

なお、旭川市に納税義務のない者については、納税義務がない旨の確認を受けた納税証明交付請求書を提出すること（電子契約を行う場合は電子メールで契約課に送信すること。）。

(8) 契約相手方が個人（法人、人格のない社団等でない）の場合、本契約における支払金額から所得税が源泉徴収される。

(9) その他、入札に関しての照会先

4(4)に同じ。

(10) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は、現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準3(5)の要件を満たさなければならない。

(11) 1(8)でいう週休2日工事は、施工者希望型であり、請負人は契約後、週休2日による施工に取り組む旨を発注者と協議し、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に取り組むものとする。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。

また、詳細については、下記アドレスのホームページにおいて掲載しているので参照のこと。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/531/p000561.html>

(12) 4及び7について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、旭川市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

総合評価落札方式評価基準(地域貢献特別簡易型)

	評価項目	評価基準	技術 評価点
企業の施工 能力	過去10年間の同種・同規模工事の施工実績の有無	あり	1.0
		なし	0.0
	公共工事の施工実績	施工実績が、本市発注の公共工事、又は、国若しくは他の地方公共団体等発注の公共工事のうち、旭川市内において施工された工事	1.0
		施工実績が、国又は他の地方公共団体等発注の公共工事のうち、旭川市外において施工された工事	0.5
		施工実績が、上記以外の発注による工事（民間工事等）	0.0
	旭川市発注工事（土木一式工事）の過去2年間の工事成績評定点の平均点（ただし、対象とする2年度間に受注実績があり、その評定結果が翌年度以降であるため平均点を算定する工事がない場合は、さらに前年度の工事成績評定点の平均点）	90点以上	4.5
		88点以上90点未満	4.0
		86点以上88点未満	3.5
		84点以上86点未満	3.0
		82点以上84点未満	2.5
		80点以上82点未満	2.0
		78点以上80点未満	1.5
		76点以上78点未満	1.0
		74点以上76点未満	0.5
		65点以上74点未満（なしの場合を含む）	0.0
		65点未満	-1.0
	ISOの取得	ISO9001及びISO14001	1.0
		ISO9001又はISO14001	0.5
		なし	0.0
配置予定技 術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級又は技術士	3.0
		2級	2.0
		なし	0.0
	主任（監理）技術者の継続教育（CPD(S)）	指定する団体の推奨単位以上を取得している。	2.0
		指定する団体の推奨単位の2分の1以上を取得している。	1.0
	上記以外	0.0	
地元業者活 用・地域精 通・社会的 貢献	地元業者の活用 （資材購入等を含む）	地元業者の活用率が90%以上	5.0
		地元業者の活用率が80%以上90%未満	4.0
		地元業者の活用率が70%以上80%未満	3.0
		地元業者の活用率が60%以上70%未満	2.0
		地元業者の活用率が50%以上60%未満	1.0
		地元業者の活用率が50%未満	0.0
	旭川市との災害協定締結の有無	あり	0.5
		なし	0.0
	障がい者雇用の推進実績の有無	あり	0.5
		なし	0.0
	子育て支援・男女共同参画の推進実績の有無	あり	0.5
		なし	0.0
	消防団協力事業所表示制度の協力事業所としての認定の有無	あり	0.5
		なし	0.0
	保護観察所での協力雇用主としての登録の有無	あり	0.5
		なし	0.0
	旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度の事業所としての認定の有無	あり	0.5
		なし	0.0
	過去10年間に於いて、旭川市が災害復旧工事を発注した直近5年度（5年度に満たない場合は該当年度）における当該工事の施工実績	5件以上の実績あり	3.0
		3件以上5件未満の実績あり	2.0
		1件以上3件未満の実績あり	1.0
		なし	0.0
	過去10年間に於ける旭川市での総合除雪維持業務の履行実績の有無	総合除雪維持業務委託の履行実績あり（過去9～10年度）	4.0
総合除雪維持業務委託の履行実績あり（過去7～8年度）		3.5	
総合除雪維持業務委託の履行実績あり（過去5～6年度）		3.0	
総合除雪維持業務委託の履行実績あり（過去4年度）		2.5	
総合除雪維持業務委託の履行実績あり（過去3年度）		2.0	
総合除雪維持業務委託の履行実績あり（過去2年度）		1.5	
総合除雪維持業務委託の履行実績あり（過去1年度）		1.0	
なし		0.0	
合計点			27.5

評価基準に関する留意事項(地域貢献特別簡易型)

評価項目		留意事項	様式	添付書類
企業の施工能力	過去10年間の同種・同規模工事の施工実績の有無	同種同規模工事とは道路工事における路盤工の面積500㎡以上の土木一式工事のこと。 平成28年度以降に元請として施工し完了した実績(共同企業体による施工を含む)であること。 ※旭川市内において施工された公共工事があれば優先して記入する。	5	CORINSの写し 契約書等の写し
	旭川市発注工事(土木一式工事)の過去2年間の工事成績評定点の平均点	当該工事と同一業種の工事で、令和6年度から令和7年度に完了し、旭川市総務部契約課から評定結果の通知を受けた工事を対象とする。 対象とする2年度間に、旭川市総務部契約課から評定結果の通知を受ける対象となる工事を請け負っている場合で、評定結果の通知を受けた工事がなく(しゅん功年度が翌年度以降)は、さらに前年度(令和5年度)の評定結果を受けた工事を対象とする。 対象工事が1件の場合は評価点から0.5点減点する。	7	
	ISOの取得	ISO9001、ISO14001の取得の有無を確認。		認定証の写し
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	・1級又は2級とは、土木施工管理技士又は建設機械施工技士の資格とする。 ・技術士については、本工事に対応する業種において、管理技術者となり得る部門・選択科目のものに限ることとする。 ・1級舗装とは、1級舗装施工監理技術者の資格とする。 ・有資格期間5年以上とは、公告日において資格を取得してから5年を経過していることをいう。	6	資格者証の写し
	継続教育(CPD(S))	継続教育(CPD(S))は指定する団体の取得単位とする。 ※指定する団体は、配置予定技術者調書(様式6)記載のとおり。		CPD受講証明書の写し
	※注意事項	・落札者決定後の配置予定技術者の変更については、変更後の技術者が当初の配置予定技術者と同等以上の資格を有する者であること。		
地元業者活用・地域精通・社会的貢献	地元業者の活用	地元業者の活用(資材購入等を含む)について、活用率を記入する。 なお、本工事のしゅん功時に、「地元業者活用報告書」(様式9)を提出すること。	8	
	旭川市との災害協定締結の有無	・公告日時点で締結していること。 ・所属する協会等が本市と締結している場合も含む(災害協定には、本市からの「非常事態に伴う除雪作業の協力について(依頼)」に基づく承諾を含む。また、協定書等の写しのほか、協会等への所属を確認できる書類を添付のこと)。	10	協定書等の写し
	障がい者雇用の推進実績の有無	A 障がい者の雇用状況について報告義務のある企業 (1)、(2)のいずれの要件も満たしていること。 (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める方法で算定した障がい者の雇用率が同法第43条第2項の規定による率を上回っていること。 (2) 旭川市内にある本店、支店等の事業所において、障がいのある方を現に雇用していること。	10	障害者雇用状況報告書の写し
		B 障がい者の雇用状況について報告義務のない企業 (常用労働者総数が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項の規定による数未満の企業) (1)、(2)のいずれの要件も満たしていること。 (1) 障がいのある方を1人以上雇用していること。 (2) 旭川市内にある本店、支店等の事業所において、障がいのある方を現に雇用していること。		
	子育て支援・男女共同参画の推進実績の有無	(1)から(4)のいずれかの要件に該当していること。 (1) 従業員(常用労働者)総数が100人以下の企業(旭川市内に本店又は支店若しくは営業所等を有する企業)で、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、北海道労働局へ届け出ていること。	10	一般事業主行動計画策定・変更届の写し
		(2) 育児休業制度について、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 ア 育児休業制度について、就業規則、労働協約等に定めがあること。 イ 旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に取得の実績があること。 ウ イの要件に該当する取得者のうち取得期間が120日を超える取得者がいること。		制度内容を規定した就業規則、労働協約等の写し
		(3) 介護休業制度について、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 ア 介護休業制度について、就業規則、労働協約等に定めがあること。 イ 旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に取得の実績があること。 ウ イの要件に該当する取得者のうち取得期間が45日を超える取得者がいること。		制度内容を規定した就業規則、労働協約等の写し
		(4) 出産や育児、介護を理由とした退職者の再雇用について制度を定めており、旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に再雇用の実績があること。この場合、雇用とは、正規雇用した者であること。		制度内容を規定した文書の写し
	消防団協力事業所表示制度の協力事業所としての認定の有無	・旭川市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき表示証が交付されていること。 ・認定期間満了日が公告日以降となっていること。	10	認定通知書等の写し
	保護観察所での協力雇用主としての登録の有無	・法務省と厚生労働省の連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」により、北海道内の保護観察所に更生保護の協力雇用主として登録されていること。 ・証明書は公告日の属する年度の4月1日以降のものであること。	10	協力雇用主証明書の写し
	旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度の事業所としての認定の有無	・旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度実施要綱に基づき認定証が交付されていること。 ・認定期間満了日が公告日以降となっていること。	10	認定証等の写し
	過去10年間に、旭川市が災害復旧工事を発注した直近5年度(5年度に満たない場合は該当年度)における当該工事の施工実績の有無	令和6年度、令和元年度、平成30年度、平成29年度及び平成28年度に施工した、予定価格が130万円を超える土木一式又は舗装工事で、旭川市総務部契約課が発注した災害復旧工事(共同企業体による施工を含む)を対象とする。	10	契約書等の写し
	過去10年における旭川市での総合除雪維持業務の履行実績の有無	平成28年度から令和7年度に履行した、旭川市土木部が発注した総合除雪維持業務委託を対象とする。 ※構成員による履行を含む。	10	契約書等の写し